

保証制度の確認

学籍番号： _____

氏 名： _____

- 希望の保証制度にチェック し、点線に○をしてください
(貸与奨学金案内冊子 P22~P26 参照)

機関保証制度

- ① 採用後、機関保証から人的保証へ変更ができません。 → 理解している
- ② 機関保証は、一定の保証料が毎月の振込額から差し引かれます。 → 理解している
(保証料については、「貸与奨学金案内」P.53~55 を参照)

人的保証制度



氏名 ()

あなたとの関係 (父 ・ 母)



氏名 ()

• あなたとの関係 () **※保証人に父・母は選べません**

親権を失った父・母の場合は「離婚した父」または「離婚した母」と記入

• 連帯保証人と別生計で 4 親等以内の親族ですか → はい ・ いいえ
(裏面参照)

• 年齢 65 歳未満 ・ 65 歳以上 裏面の選任条件を確認!

保証人の方について

- 引き受けてもらうことを、あなたからお願いしましたか
→ はい
- 印鑑登録証明書等の書類が必要になることを伝えましたか
→ はい

書類の提出が必要

資産に関する証明書類

(裏面のA~Cのいずれか)

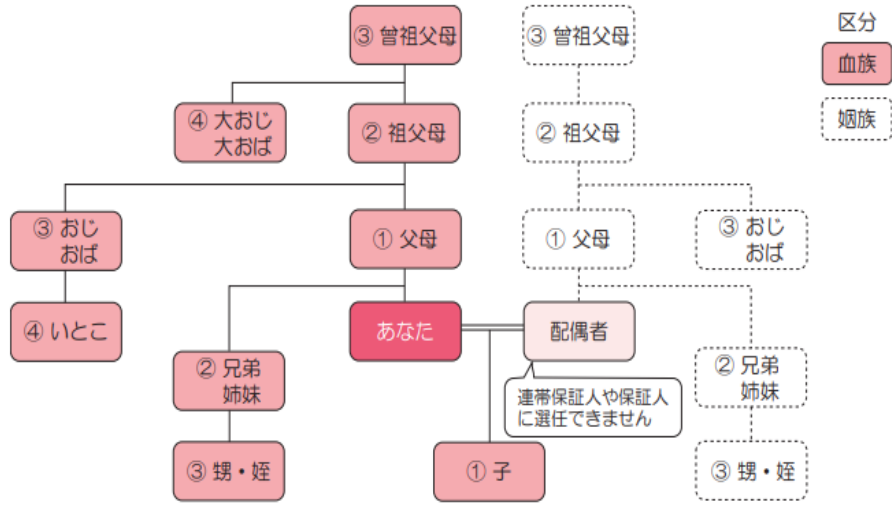
※本採用手続きの際、連帯保証人・保証人への説明不足により引き受けてもらうことができなくなり、機関保証へ変更せざるを得ない事態が発生しています。

保証制度は簡単には変更できません。 必ず、あらかじめあなたから連帯保証人・保証人の役割等を説明し、引き受けてもらうようお願いしたうえで申し込んでください。



【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

24～25ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人(26ページ参照)であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- ・離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・スカラネットに入力する誓約日時点(2023年4月以降)で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。「返還保証書」は採用された後、「貸与奨学生のしおり(機構ホームページ掲載)」に掲載されているのでコピーして使用してください。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等(注1)(注2)
	給与所得者以外：年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等(注2)
B	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	預貯金残高証明書(注3)
C	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	固定資産評価証明書(注3)

(注1) 年金収入は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

(注3) 誓約日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせる貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	(預貯金残高 ÷ 16年(注4)) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)
A+C	(固定資産の評価額 ÷ 16年(注4)) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)
A+B+C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16年(注4) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)

(注4) 16年は平均返還予定年数。

(注5) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

(注6) 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額(年間所得 ≥ 220万円)により判断してください。